

市第14号議案

横浜市火災予防条例の一部改正

横浜市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年6月8日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市火災予防条例の一部を改正する条例

横浜市火災予防条例（昭和48年12月横浜市条例第70号）の一部を次のように改正する。

付則に次の5項を加える。

（少量危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等に関する特例）

- 8 危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（平成23年政令第405号。次項、第11項及び第12項において「平成23年改正政令」という。）による危険物令第1条第1項の規定の改正により、第37条の2第1項第16号イに定める基準に適合しないこととなるものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、同号イの規定は、平成25年12月31日までの間は、適用しない。
- 9 平成23年改正政令による危険物令第1条第1項の規定の改正により、新たに少量危険物を貯蔵し、又は取り扱うこととなるもの（以下この項及び次項において「新規対象」という。）のうち、第37条の2第2項第1号から第8号まで、第37条の3の2（第3号を除く。）又は第37条の4第2項（第1号、第10号及び第11号を除く。）に定める基準に適合しないものの位置、構造及び設備に係る技術上の基準については、これらの規定は、当該新規対象が次項第2号に掲げる基準に適合している場合に限り、平成25年

6月30日までの間は、適用しない。

10 新規対象のうち、第37条の2第2項第9号に定める基準に適合しないものの位置、構造及び設備に係る技術上の基準については、同号の規定は、当該新規対象が次に掲げる基準の全てに適合している場合に限り、適用しない。

(1) 当該新規対象の危険物を取り扱う配管は、その設置される条件及び使用される状況に照らして、十分な強度を有し、かつ、漏れない構造であること。

(2) 当該新規対象に係る危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和が、平成24年7月1日において現に貯蔵し、又は取り扱っている危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和を超えないこと。

11 平成23年改正政令による危険物令第1条第1項の規定の改正により、新たに少量危険物（個人の住居で貯蔵し、又は取り扱う場合にあつては、指定数量の2分の1以上指定数量未満の危険物）を貯蔵し、又は取り扱うこととなる者は、第76条第1項の規定にかかわらず、平成24年12月31日までにその旨を消防署長に届け出なければならない。

12 平成23年改正政令による危険物令第1条第1項の規定の改正により、第76条第1項の届出の内容を変更することとなる者は、同条第2項において準用する同条第1項の規定にかかわらず、平成24年7月1日以後遅滞なくその旨を消防署長に届け出なければならない。

附 則

この条例は、平成24年7月1日から施行する。

提 案 理 由

危険物の規制に関する政令の一部改正に伴い、少量危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等の特例を定めるため、横浜市火災予防条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市火災予防条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

付 則

（第 1 項から第 7 項まで省略）

（少量危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等に関する特例）

- 8 危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（平成 23 年政令第 405 号。次項、第 11 項及び第 12 項において「平成 23 年改正政令」という。）による危険物令第 1 条第 1 項の規定の改正により、第 37 条の 2 第 1 項第 16 号イに定める基準に適合しないこととなるものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、同号イの規定は、平成 25 年 12 月 31 日までの間は、適用しない。
- 9 平成 23 年改正政令による危険物令第 1 条第 1 項の規定の改正により、新たに少量危険物を貯蔵し、又は取り扱うこととなるもの（以下この項及び次項において「新規対象」という。）のうち、第 37 条の 2 第 2 項第 1 号から第 8 号まで、第 37 条の 3 の 2（第 3 号を除く。）又は第 37 条の 4 第 2 項（第 1 号、第 10 号及び第 11 号を除く。）に定める基準に適合しないものの位置、構造及び設備に係る技術上の基準については、これらの規定は、当該新規対象が次項第 2 号に掲げる基準に適合している場合に限り、平成 25 年 6 月 30 日までの間は、適用しない。
- 10 新規対象のうち、第 37 条の 2 第 2 項第 9 号に定める基準に適合しないものの位置、構造及び設備に係る技術上の基準については、同号の規定は、当該新規対象が次に掲げる基準の全てに適合している場合に限り、適用しない。

- (1) 当該新規対象の危険物を取り扱う配管は、その設置される条件及び使用される状況に照らして、十分な強度を有し、かつ、漏れない構造であること。
- (2) 当該新規対象に係る危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和が、平成 24 年 7 月 1 日において現に貯蔵し、又は取り扱っている危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和を超えないこと。
- 11 平成 23 年改正政令による危険物令第 1 条第 1 項の規定の改正により、新たに少量危険物（個人の住居で貯蔵し、又は取り扱う場合にあつては、指定数量の 2 分の 1 以上指定数量未満の危険物）を貯蔵し、又は取り扱うこととなる者は、第 76 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 24 年 12 月 31 日までにその旨を消防署長に届け出なければならない。
- 12 平成 23 年改正政令による危険物令第 1 条第 1 項の規定の改正により、第 76 条第 1 項の届出の内容を変更することとなる者は、同条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定にかかわらず、平成 24 年 7 月 1 日以後遅滞なくその旨を消防署長に届け出なければならない。